

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月14日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	松永 みどり
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証REIT物流フォーカスETF
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初設定額 19億2,800万円を上限とします。 (2)継続申込額 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2025年12月1日付をもって提出しました有価証券届出書（2025年12月17日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新後＞

① ファンドの目的
東証REIT物流フォーカスETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証REIT物流フォーカス指数を対象指標（以下、「対象指標」）とし、対象指標に採用されている不動産投資信託証券（以下、「REIT」という場合があります。また、採用予定を含みます。）への投資を行うことにより、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信		特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
不動産投信		中南米		
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		
				その他 (東証 REIT 物流フ ォーカス指数)

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいう。
(2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関

債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

■主要投資対象

対象指標に採用されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

※ 東証REIT物流フォーカス指数について

東証REIT物流フォーカス指数は、東証REIT指数^(注1)の構成銘柄を母集団とし、「物流施設」への投資に特化したREIT及び「物流施設」を投資対象とするREITを構成銘柄とする指数です。

7月最終営業日に構成銘柄の定期入替及びウエイトの見直しを実施します。(以下「年次リバランス」。)

なお、銘柄選定における基準日を5月最終営業日、ウエイト計算における基準日を6月最終営業日としています。

東証REIT物流フォーカス指数の基準日：2020年7月3日

東証REIT物流フォーカス指数の基準値：1,000ポイント

(注1)東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。算出方法は、基準時を2003年3月31日(終値)に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

東証REIT指数の基準日：2003年3月31日

東証REIT指数の基準値：1,000ポイント

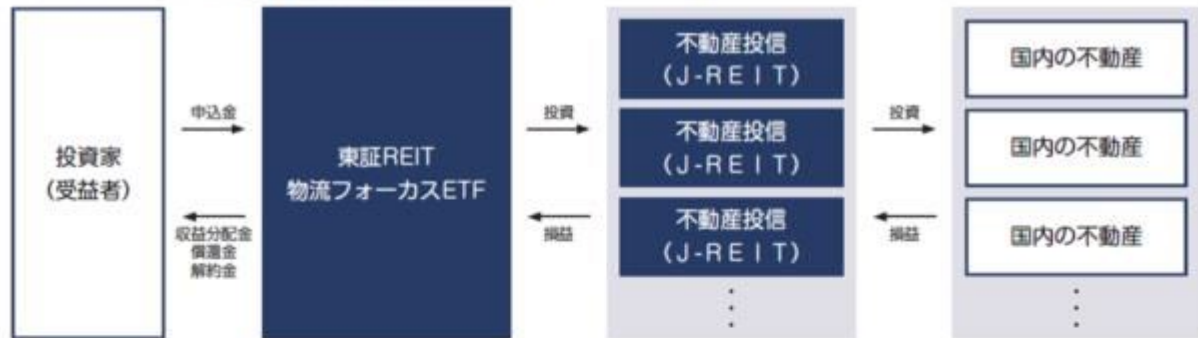
- 東証REIT物流フォーカス指数の指数値および東証REIT物流フォーカス指数の商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下、「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT物流フォーカス指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT物流フォーカス指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、東証REIT物流フォーカス指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT物流フォーカス指数の指数値の算出もしくは公表の停止又は東証REIT物流フォーカス指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- JPXは、東証REIT物流フォーカス指数の指数値及び東証REIT物流フォーカス指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT物流フォーカス指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、東証REIT物流フォーカス指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT物流フォーカス指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証REIT物流フォーカス指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは、当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ファンドの仕組み

◆ファンド・オブ・ファンズ

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



取引所における売買

上 場 日 : 2025年12月18日

上 場 市 場 : 東京証券取引所

売 買 単 位 : 1口単位

手 数 料 : 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指標に採用されているREIT(採用予定を含みます。)への投資を行います。ただし、株主割当により取得するREITについては、この限りではありません。
 なお、対象指標から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ②投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指標への連動率を向上させるため、資金動向に応じて信託約款第21条の2に規定する不動産投資信託指数先物取引の買い建てを行う場合があります。
- ③次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
 - イ. 対象指標の計算方法が変更された場合
 - ロ. 対象指標に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指標における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - ハ. 追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合
 - ニ. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

REITへの投資割合	REITへの投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

■分配方針

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益(分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品賃料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1、3、5、7、9、11月15日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。
 下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所
 売買単位は1口単位です。
 手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
 取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

（２）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2025年12月17日
 ・ファンドの信託契約締結、運用開始
 2025年12月18日
 ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

＜訂正後＞

2025年12月17日
 ・ファンドの信託契約締結、運用開始
 2025年12月18日
 ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

＜更新後＞

② 委託会社の概況（2026年5月末現在）

- 1) 資本金
370百万円
- 2) 沿革
 1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
 1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号
 2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号
 2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号
 2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナ ンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

＜訂正前＞

- ① この投資信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指標に採用されているREIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得するREITについては、この限りではありません。
 なお、対象指標から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ② 不動産投資信託指数先物取引の買い建てを行う場合があります。
- ③～④（略）

＜訂正後＞

- ① この投資信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指標に採用されているREIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得するREITについては、この限りではありません。
 なお、対象指標から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ② 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指標への連動率を向上させるため、資金動向に応じて信託約款第21条の2に規定する不動産投資信託指数先物取引の買い建てを行う場合があります。
- ③～④（略）

（２）【投資対象】

＜訂正前＞

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限りします。）

・わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に定める金融商品取引所）における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに定める外国金融商品市場）におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② (略)

③ 金融商品の指図範囲

前記②の規定のほか、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<訂正後>

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条の2に定めるものに限りします。）

・委託会社は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に定める金融商品取引所）における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに定める外国金融商品市場）におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 金銭債権

② (略)

③ 金融商品の指図範囲

前記②の規定のほか、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

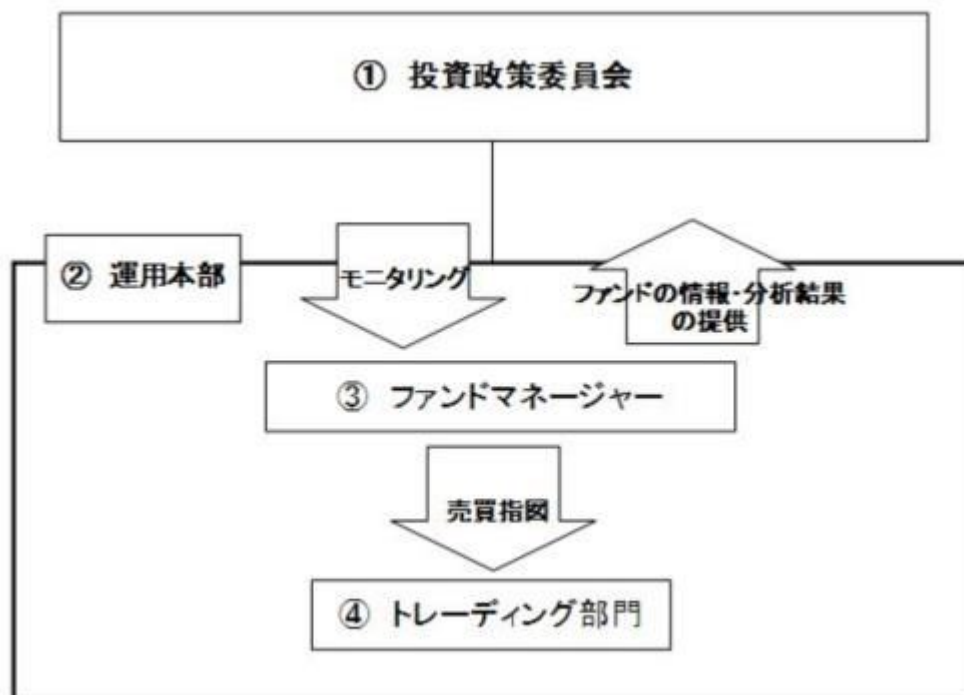
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

(3) 【運用体制】

<更新後>

◆当ファンドの運用体制



- ① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
- ② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。
- ③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）
- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
 - 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
 - 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

<訂正前>

① 約款に定める投資制限

- 1) ～ 3) (略)
- 4) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により「リスク量」として算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。

(略)

<訂正後>

① 約款に定める投資制限

- 1) ～ 3) (略)
- 4) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方

法により「リスク量」として算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 5) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。
- (略)

3【投資リスク】

<更新後>

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主に不動産投資信託を投資対象とし指数先物取引等デリバティブ取引を利用しますので、これらの価格の下落や、不動産投資信託の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金又は保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れているREITの売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、REITは、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

③ 信用リスク

不動産投資信託が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投資信託の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、不動産投資信託指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。不動産投資信託指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑤ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び交換(換金)の受付を中止することがあります。

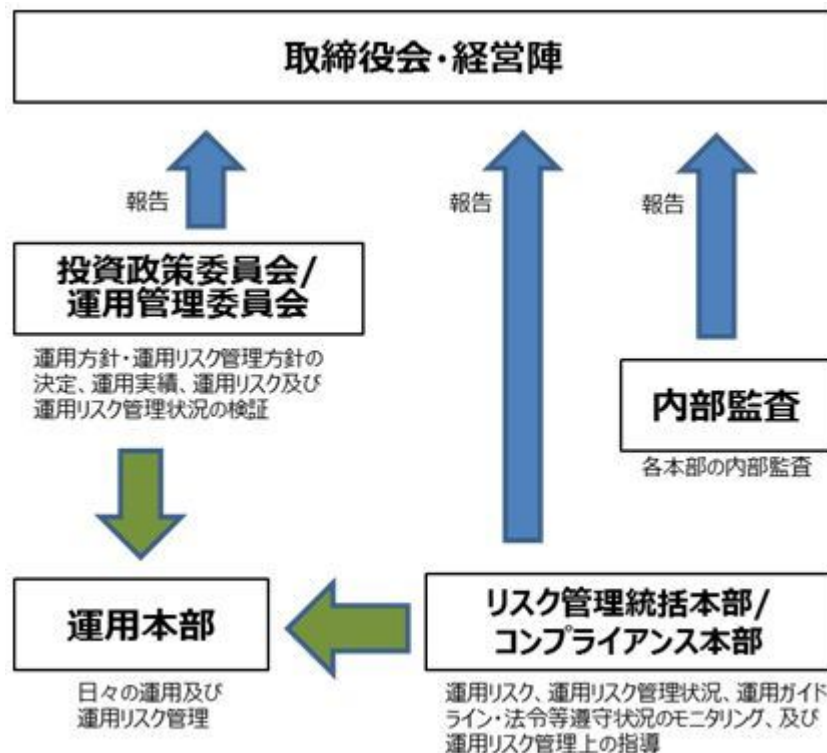
・対象指標と信託財産の1口当たりの純資産額のかい離リスク

当ファンドは、東証REIT物流フォーカス指数を対象指標とし、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と信託財産の1口当たりの純資産額が一致することを保証することはできません。

1. 対象指標は、修正時価総額加重方式により算出される指数です。当ファンドが対象指標の計算に用いられる修正時価総額加重方式の計算と全く同じとすることは事実上不可能であるため、対象指標の各採用銘柄の構成比率と当ファンドの各組入れ銘柄の構成比率を全く同一の比率とすることができません。

2. 対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があります。対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 3. 対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があります。対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 4. 不動産投資信託指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 5. 不動産投資信託指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買って建てることになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 6. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用などをファンドが負担することにより、対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 7. 組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品賃料が発生することにより、対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率にかい離が生じることがあります。
 8. 資金の流入により信託財産の1口当たりの純資産額の変動率とかがい離が生ずる可能性があります。
 9. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用等のコスト負担が、対象指標の変動率とファンドの信託財産の1口当たりの純資産額の変動率とのかい離の要因になります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（交換）請求の受け付けを中止することがあります。
 - ・ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
 - ・ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
 - ・ 当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や信託財産の1口当たりの純資産額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売ることが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。
 - ・ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。
 - ・ 受益権の総口数が50万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。
 - ・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。
 - ・ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
 - ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（2）リスク管理体制



※上記は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクの管理体制>

- ・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<更新後>

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



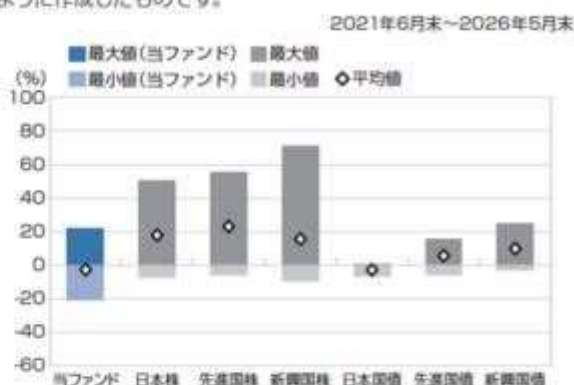
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(100円あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2021年7月から2026年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、運用期間が1年未満であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	22.3	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△20.5	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7
平均値	△2.7	17.9	23.1	15.6	△2.8	5.7	9.8

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2021年6月から2026年5月の5年間(当ファンドは2021年7月から2026年5月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含み一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の関連について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

① 信託報酬
(略)

2) 有価証券の貸付を行った場合は、その品賃料の55.0%(消費税込)以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
（略）

<訂正後>

① 信託報酬

（略）

2) 有価証券の貸付を行った場合は、その品賃料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	45.0%（税抜）	5.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
（略）

（5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

・益金不算入制度は適用されません。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年12月17日~2026年5月15日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.00%	0.22%	1.78%

(注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料等を除く)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した比率(年率)です。

5【運用状況】

【東証REIT物流フォーカスETF】

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	176,397,600	98.83
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,085,009	1.17
合計(純資産総額)		178,482,609	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,810,000	1.01

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	350	87,900	30,765,000	85,300	29,855,000	16.73
日本	投資証券	G L P投資法人	223	135,100	30,127,300	133,700	29,815,100	16.70
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	203	123,300	25,029,900	120,600	24,481,800	13.72
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	124	143,100	17,744,400	140,200	17,384,800	9.74
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	148	109,700	16,235,600	107,900	15,969,200	8.95
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	135	92,700	12,514,500	91,900	12,406,500	6.95
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	84	149,400	12,549,600	145,700	12,238,800	6.86
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	70	121,500	8,505,000	121,600	8,512,000	4.77
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	31	155,800	4,829,800	152,600	4,730,600	2.65
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	27	160,000	4,320,000	159,000	4,293,000	2.41
日本	投資証券	C R Eロジスティクスファンド投資法人	29	151,200	4,384,800	147,800	4,286,200	2.40
日本	投資証券	S O S i L A物流リート投資法人	34	122,100	4,151,400	114,500	3,893,000	2.18
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	38	97,000	3,686,000	96,100	3,651,800	2.05
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	21	170,000	3,570,000	162,200	3,406,200	1.91
日本	投資証券	イオンリート投資法人	12	124,200	1,490,400	122,800	1,473,600	0.83

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.83
合計	98.83

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	1	日本円	1,834,000	1,810,000	1.01

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1特定期間末（2026年 5月15日）	181	183	893.68	904.68	903
2025年12月末日	199	—	982.11	—	1,006
2026年 1月末日	193	—	952.22	—	958
2月末日	194	—	961.39	—	975
3月末日	182	—	899.47	—	938
4月末日	186	—	919.98	—	—
5月末日	178	—	880.09	—	880

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注)特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2025年12月17日～2026年 5月15日	11.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2025年12月17日～2026年 5月15日	△6.15

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2025年12月17日～2026年 5月15日	202,800	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

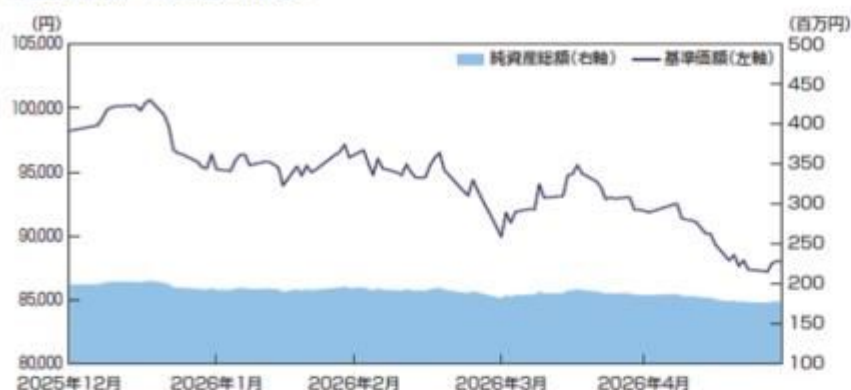
《参考情報》

<更新後>

運用実績

(2026年5月29日現在)

<基準価額・純資産の推移>



<分配の推移>

決算期	分配金
2026年3月	0円
2026年5月	1,100円
設定来累計	1,100円

※分配金は100口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

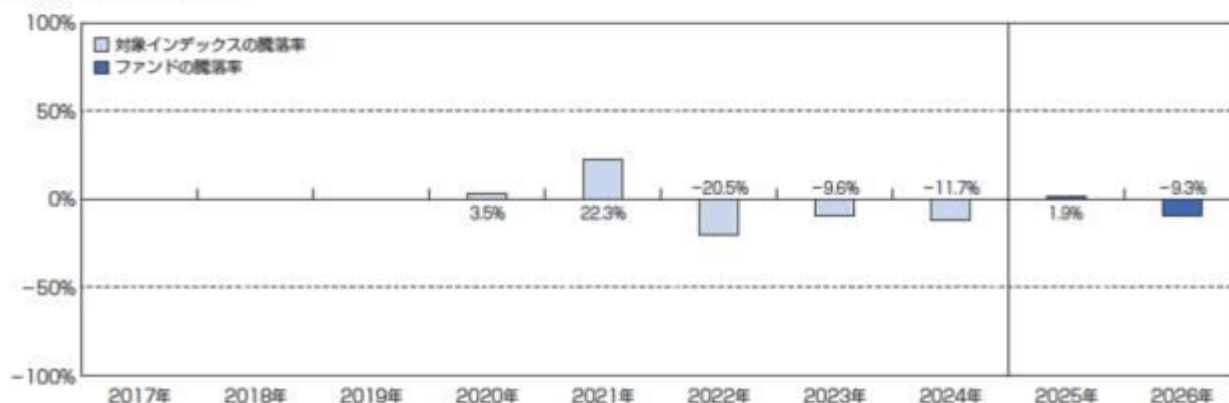
■資産の配分

組入資産	比率
REIT（投資信託証券）	98.8%
現金その他	1.2%

■組入上位10銘柄

	銘柄	比率
1	日本プロロジス REIT	16.7%
2	GLP投資法人	16.7%
3	大和ハウスリート投資法人	13.7%
4	産業ファンド投資法人	9.7%
5	三井不動産ロジスティクスパーク	8.9%
6	日本ロジスティクス JREIT	7.0%
7	ラサールロジポート投資法人	6.9%
8	三菱地所物流リート投資法人	4.8%
9	野村不動産マスターファンド投資法人	2.7%
10	KDX不動産投資法人	2.4%

<年間収益率の推移>



- ・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ・2020年*から2024年末までは、対象インデックス（東証REIT物流フォーカス指数）の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※2020年は対象インデックスの基準日（7月3日）から年末までの騰落率を表示しています。
- ・2025年は設定日（12月17日）から年末までの騰落率、2026年は年初来から5月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込方法

(略)

- 当ファンドは、東京証券取引所に上場（2025年12月18日上場予定）しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

(略)

<訂正後>

(1) 申込方法

(略)

- 当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

(略)

<訂正前>

(3) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(3) 取扱時間

原則として、午後4時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正前>

(4) 取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- (略)
- ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間
- ～5）(略)

<訂正後>

(4) 取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
- (略)
- 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間）
- ～5）(略)

<訂正前>

(6) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(略)

<訂正後>

(6) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(略)

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

<訂正前>

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

①～② (略)

③ 交換請求日の午後3時30分までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り

扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ④ (略)
- ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。
 - 1) 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)
 - 2) (略)
 - 3) ファンドの計算期間終了日(決算日)の3営業日前以降の3営業日間
 - 4) ～5) (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ (略)

<訂正後>

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

- ①～② (略)
- ③ 交換請求日の午後4時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ④ (略)
- ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。
 - 1) 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
 - 2) (略)
 - 3) 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の4営業日間)
 - 4) ～5) (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ (略)

<訂正前>

(3) 受益権の買取り

- ① (略)
- ② 上記①の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ (略)
- ④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記①による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ (略)

<訂正後>

(3) 受益権の買取り

- ① (略)
- ② 上記①の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日(上記①の2)のときは金融商品取引所における最終取引日)の基準価額とします。
- ③ (略)
- ④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記①による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ (略)

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<訂正前>

- ② 有価証券などの評価基準
 - ・ 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<訂正後>

② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第29条により、2025年12月17日から2026年 3月15日までとなっております。
4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2025年12月17日から2026年 5月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【東証REIT物流フォーカスETF】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)	
	当期 (2026年 5月15日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,382,395
投資証券	179,903,700
未収配当金	1,592,758
未収利息	46
前払金	208,810
流動資産合計	184,087,709
資産合計	184,087,709
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	65,810
未払金	131,190
未払収益分配金	2,230,800
未払受託者報酬	10,400
未払委託者報酬	58,904
その他未払費用	351,613
流動負債合計	2,848,717
負債合計	2,848,717
純資産の部	
元本等	
元本	195,499,200
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,260,208
（分配準備積立金）	28,560
元本等合計	181,238,992
純資産合計	181,238,992
負債純資産合計	184,087,709

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
	当期 (自 2025年12月17日 至 2026年 5月15日)
営業収益	

当期
(自 2025年12月17日
至 2026年 5月15日)

受取配当金	3,827,286
受取利息	1,436
有価証券売買等損益	△14,595,812
派生商品取引等損益	△246,600
営業収益合計	△11,013,690
営業費用	
受託者報酬	25,854
委託者報酬	146,430
その他費用	1,397,078
営業費用合計	1,569,362
営業利益又は営業損失（△）	△12,583,052
経常利益又は経常損失（△）	△12,583,052
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,583,052
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	553,644
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	553,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	2,230,800
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,260,208

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期(2026年 5月15日現在)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	当期 (2026年 5月15日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 97,749,600円 期中追加設定元本額 97,749,600円 期中交換元本額 -円
2. 受益権の総数	202,800口

3. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券	投資証券 548,500円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回って いる差額	14,260,208円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 (自 2025年12月17日 至 2026年 5月15日)
1.分配金の計算過程	(2025年12月17日から2026年 3月15日までの 分配金計算期間)
A 当ファンドの配当等収益額	3,640,384円
B 分配準備積立金	-円
C 配当等収益額合計 (A+B)	3,640,384円
D 経費	1,304,550円
E 収益分配可能額 (C-D)	2,335,834円
F 収益分配金額	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	2,335,834円
H 口数	202,800口
I 分配金額(100口当たり)	-円
	(2026年 3月16日から2026年 5月15日までの 分配金計算期間)
A 当ファンドの配当等収益額	188,338円
B 分配準備積立金	2,335,834円
C 配当等収益額合計 (A+B)	2,524,172円
D 経費	264,812円
E 収益分配可能額 (C-D)	2,259,360円
F 収益分配金額	2,230,800円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	28,560円
H 口数	202,800口
I 分配金額(100口当たり)	1,100.00円
2.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及びライセン ス料であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 (自 2025年12月17日 至 2026年 5月15日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に 従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としていま す。
2.金融商品の内容及び金融商品に係る リスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、投資証券を主要投資対象としており ます。 また、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リス ク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部 が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、 必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締 役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をし ます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 (2026年 5月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差 額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価 額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期 (2026年 5月15日現在)
----	-----------------------

	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△8,073,300
合計	△8,073,300

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（株式関連）

当期（2026年 5月15日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,899,810	—	1,834,000	△65,810
合計		1,899,810	—	1,834,000	△65,810

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

当期 (2026年 5月15日現在)
1口当たりの純資産額 893.68円 (100口当たりの純資産額 89,368円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
（イ）株式
該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	S O S i L A物流リート投資法人	34	4,151,400	
	産業ファンド投資法人	124	17,744,400	
	G L P投資法人	223	30,127,300	
	日本プロロジスリート投資法人	350	30,765,000	
	イオンリート投資法人	12	1,490,400	
	野村不動産マスターファンド投資法人	31	4,829,800	
	ラサールロジポート投資法人	84	12,549,600	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	148	16,235,600	代用有価証券 5口
	三菱地所物流リート投資法人	70	8,505,000	
	C R Eロジスティクスファンド投資法人	29	4,384,800	
	オリックス不動産投資法人	38	3,686,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	21	3,570,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	135	12,514,500	

	K D X不動産投資法人	27	4,320,000	
	大和ハウスリート投資法人	203	25,029,900	
	合計	1,529	179,903,700	

(注)投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 5月29日現在です。

【東証REIT物流フォーカスETF】

【純資産額計算書】

I 資産総額	180,888,827円
II 負債総額	2,406,218円
III 純資産総額（I－II）	178,482,609円
IV 発行済口数	202,800口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	880.09円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

（1）資本金の額等（2026年5月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役ににより構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2026年5月29日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	82	714,968
単位型株式投資信託	41	114,824
単位型公社債投資信託	0	0
合計	123	829,792

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2025年4月1日

至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
Ⅰ 流動資産					
1	現金・預金		9,552,500		15,406,923
2	直販顧客分別金信託		100		100
3	前払費用		21,486		23,351
4	未収委託者報酬		581,176		644,098
5	未収運用受託報酬		2,559,630		3,296,261
6	未収投資助言報酬		32,759		44,243
7	その他		191,864		185,858
	流動資産計		12,939,517		19,600,838
Ⅱ 固定資産					
1	有形固定資産		14,046		14,037
	(1)建物付属設備	*1	3,066	*1	2,422
	(2)器具備品	*1	10,979	*1	11,615
2	無形固定資産		72		72
	(1)電話加入権		72		72
3	投資その他の資産		98,085		134,695
	(1)投資有価証券		21,324		22,947
	(2)出資金		—		30,884
	(3)長期差入保証金		76,044		80,183
	(4)長期前払費用		—		163
	(5)その他		716		516
	固定資産計		112,203		148,805
	資産合計		13,051,721		19,749,644

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
Ⅰ 流動負債					
1 預り金			83,742		84,666
2 未払金			3,595,491		4,897,812
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			44,455		50,834
5 未払法人税等			1,162,926		2,155,870
6 未払消費税等			111,249		375,610
7 前受金			17,980		39,108
流動負債計			5,020,795		7,608,853
Ⅱ 固定負債					
1 資産除去債務			25,506		25,506
2 繰延税金負債			842		1,516

固定負債計		26,348		27,022
負債合計		5,047,144		7,635,875
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	7,540,872		11,649,214	
利益剰余金計		7,633,372		11,741,714
株主資本計		8,003,372		12,111,714
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		1,204		2,054
評価・換算差額等計		1,204		2,054
純資産合計		8,004,577		12,113,768
負債・純資産合計		13,051,721		19,749,644

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	
		金 額		金 額	
I 営業収益					
1 委託者報酬		7,670,040		10,150,648	
2 運用受託報酬		5,897,341		8,664,162	
3 投資助言報酬		133,451		157,170	
4 その他営業収益		55,604	13,756,436	43,205	19,015,186
II 営業費用					
1 支払手数料		173,353		210,488	
2 調査費					
(1)調査費		72,873		78,844	
(2)委託調査費		73,810		52,899	
3 委託計算費		53,808		61,437	
4 通信費		8,422	382,269	9,691	413,361
III一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,571,897		1,590,905	
(2)給料・手当		461,983		482,279	
(3)賞与・退職金等		3,431,794		4,712,758	
2 交際費		8,954		11,257	
3 旅費交通費		20,373		28,326	
4 業務事務委託費		24,833		34,712	
5 租税公課		140,402		203,416	
6 不動産賃借料		119,840		131,782	
7 固定資産減価償却費		5,362		6,199	
8 諸経費	*1	304,033	6,089,474	*1 330,851	7,532,489

営業利益		7,284,693		11,069,335
IV営業外収益				
1 受取利息	21,905		29,610	
2 為替差益	—		56,450	
3 受取配当金	—		2	
4 投資有価証券売却益	—		1	
5 組合投資利益	—		145	
6 その他の営業外収益	929	22,834	740	86,952
V 営業外費用				
1 為替差損	8,939		—	
2 投資有価証券売却損	12		—	
3 その他の営業外費用	38	8,990	15	15
経常利益		7,298,537		11,156,271
VI特別損失				
1 固定資産除却損	508	508	2	2
税引前当期純利益		7,298,029		11,156,268
法人税、住民税及び事業税	2,048,243	2,048,243	3,047,923	3,047,923
当期純利益		5,249,786		8,108,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	—	△ 4,000,003
当期純利益	—	—	5,249,786	5,249,786	5,249,786	—	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 133	△ 133
当期変動額合計	—	—	1,249,783	1,249,783	1,249,783	△ 133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	—	△ 4,000,003
当期純利益	—	—	8,108,345	8,108,345	8,108,345	—	8,108,345
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	849	849
当期変動額合計	—	—	4,108,342	4,108,342	4,108,342	849	4,109,191
当期末残高	370,000	92,500	11,649,214	11,741,714	12,111,714	2,054	12,113,768

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10年～18年
器具備品	3年～15年

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[未適用の会計基準等]

1 リースに関する会計基準等

・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

※1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物付属設備	55,895千円	56,539千円
器具備品	37,861千円	43,053千円
計	93,757千円	99,593千円

(損益計算書関係)

※1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,000,002	675,676	2026年3月31日	2026年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

1年以内	65,716	65,716
1年超	98,574	32,858
合計	164,290	98,574

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	21,324	21,324	—
資産計	21,324	21,324	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	22,947	22,947	—
資産計	22,947	22,947	—

（注）其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）市場価格のない株式等は「其他有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度	当事業年度
投資事業有限責任組合出資金（注）	—	30,884
合計	—	30,884

（注）投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	21,324	—	—
合計	—	21,324	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	22,847	100	—
合計	—	22,847	100	—

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券22,947千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす

投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	△704
小計	8,573	9,277	△704
合計	21,324	19,277	2,047

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	14,910	10,100	4,810
小計	14,910	10,100	4,810
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,037	9,277	△1,239
小計	8,037	9,277	△1,239
合計	22,947	19,377	3,570

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	—	12

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	101	1	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
-----------------------	-----------------------

繰延税金資産		
未払費用否認	20,058千円	25,304千円
未払事業税	60,464千円	131,493千円
その他有価証券評価差額金	222千円	390千円
資産除去債務	8,039千円	8,039千円
繰延税金資産小計	88,785千円	165,228千円
評価性引当額（注）	△88,785千円	△165,228千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△842千円	△1,516千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△842千円	△1,516千円
繰延税金負債の純額	△842千円	△1,516千円
（注）評価性引当額が76,443千円増加しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が71,028千円増加したことによります。		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	△0.5%	0.7%
特別税額控除	△2.1%	△4.0%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1%	27.3%

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506 千円
時の経過による調整額	—	—
期末残高	25,506千円	25,506 千円

（収益認識関係）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	3,878,257千円	4,247,053千円
運用受託報酬	1,706,530千円	2,219,073千円
投資助言報酬	133,451千円	157,170千円
成功報酬	7,982,593千円	12,348,683千円
顧客との契約から生じる収益	13,700,832千円	18,971,981千円
その他の収益	55,604千円	43,205千円
外部顧客への売上高	13,756,436千円	19,015,186千円

（セグメント情報等）
セグメント情報
当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
1 製品及びサービスごとの情報
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,150,648	8,664,162	157,170	43,205	19,015,186

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
10,396,009	8,478,797	140,378	19,015,186

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	8,478,797	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）
1. 関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社等
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導 ・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導 ・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の社 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	5,776,762	未収運用 受託報酬	2,537,584
同一の社 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000 千円	投資事業組 合財産の運 用及び管理	—	投資助言 契約	投資助言 報酬の受取 (注)	84,962	未収投資 助言報酬	21,045
						経営助言等 契約	経営助言等 報酬の受取 (注)	10,815	その他流 動資産	4,719
						私募取扱 契約 役員の 兼任	私募取扱 手数料の 受取(注)	33,763	その他流 動資産	9,506

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の社 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	8,478,797	未収運用 受託報酬	3,255,918

同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	—	投資助言契約	投資助言報酬の受取(注)	147,683	未収投資助言報酬	43,232
						経営助言等契約	経営助言等報酬の受取(注)	17,399	その他流動資産	4,719
						私募取扱契約	私募取扱手数料の受取(注)	24,307	その他流動資産	6,566

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,081,699円66銭	1株当たり純資産額	1,636,995円79銭
1株当たり当期純利益金額	709,430円60銭	1株当たり当期純利益金額	1,095,722円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,249,786 千円	8,108,345 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2026年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング 証券株式会社	3,550百万円 (2025年12月末現在)	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	

独立監査人の監査報告書

2026年7月31日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証REIT物流フォーカスETFの2025年12月17日から2026年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証REIT物流フォーカスETFの2026年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋 秀和
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	菅谷 圭子
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。